

**令和 7・8 年度小山広域保健衛生組合
入札参加者資格審査申請について(物品購入等)
【随時受付】**

小山広域保健衛生組合が発注する物品購入等(物品・役務関係の業務委託)の一般競争入札等に参加を希望する方は、次により申請してください。

なお、建設工事、建設関連業務委託及び回収資源売却等については、別の提出要領となります。

1. 参加者資格

- (1) 営業に関し、法律上必要とする資格を有する者。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者。
- (4) 登録を希望する業種について、申請時に決算の終了している直近 2 年間の営業年度において、業務実績を有する者。(実績の無い業種は登録できません。)
- (5) 小山市、下野市、上三川町及び野木町の市税又は町税に未納がない者。
- (6) 国税及び都道府県税について未納がない者。
- (7) 本申請に係る提出書類について虚偽の記載や重要な事実についての未記載の事実がない者。
- (8) 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、小山広域保健衛生組合暴力団排除条例(令和 4 年条例第 1 号)第 2 条の暴力団員等又は第 5 条の密接関係者ではないこと。

2. 資格の有効期間

登録日から令和9年3月31日まで

3. 受付期間等

受付締切日	登録日
令和7年4月末	令和7年7月1日
令和7年7月末	令和7年10月1日
令和7年10月末	令和8年1月1日
令和8年1月末	令和8年4月1日
令和8年4月末	令和8年7月1日
令和8年7月末	令和8年10月1日

- ・各受付締切日が土曜日・日曜日、祝日の場合は、直前の平日を受付期間とします。**(必着)**
- ・入札参加者資格審査により入札参加者資格を備えていると認められた場合は、入札参加者資格有資格者名簿に登録され、入札参加資格の効力が発生します。
- ・入札参加者資格有資格者名簿はホームページで公開します。

4. 提出方法

郵送（郵便書留）（持参ではありませんのでご注意ください。）

※ 申請封筒に「入札参加者資格審査申請書 在中」と明記してください。ただし、小山広域保健衛生組合管内市町（小山市、下野市、上三川町、野木町）に本社又は支店等を有する方は持参による提出もできます。尚、受付票等の返送は行いませんので書留記録票は保管してください。

5. 提出先

〒323-0043 栃木県小山市大字塩沢 604 番地
小山広域保健衛生組合 政策課 政策係 宛

6. 提出書類等

- (1) 下記の①から⑨までを順に並べ、**赤色系A4フラットファイル**（商号又は名称を表紙、背表紙に記入）に綴じて提出してください。

番号	書類名称	備考
①	入札参加者資格審査申請書	申請区分の欄に「物品購入等」と記入すること
②	業者登録カード(物品購入・委託)	物品購入・委託のそれぞれについて、希望する区分が無くても白紙で提出すること
③	営業所一覧表	任意様式 (国土交通省様式、栃木県様式等)
④	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	写し可とする (ただし、発行日より3カ月以内のものとする)
⑤	納税証明書	写し可とする (ただし、発行日より3カ月以内のものとする) ○法人 ・国 税：納税証明書「その3の3」 (「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないことの証明書) ・都道府県税：本社において「法人都道府県民税」と「法人事業税」に未納がないことの証明書 ・市 町 税：管内市町について「法人市町村民税」に未納がないことの証明書(直近2年分) ○個人事業者 ・国 税：納税証明書「その3の2」 (「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないことの証明書) ・都道府県税：「個人事業税」の未納がないことの証明書 ・市 町 税：管内市町について「市町村民税」に未納がないことの証明書(直近2年分) ※市町税については、管内本社もしくは管内支店等として登録を希望する場合に提出すること
⑥	印鑑証明書	写し可とする (ただし、発行日より3カ月以内のものとする)
⑦	誓約書(暴力団排除)	・必ず組合指定の様式を使用し、申請者本人が申請すること(委任先不可) ・実印を押印すること
⑧	誓約書(談合防止・建設工事以外)	
⑨	使用印鑑届兼委任状	・契約・請求等において実印を使用しない場合及び入札や契約締結等の権限を支店長や営業所長等に委任する場合に提出すること

⑩	営業経歴書	直近 2 年間の実績を記入すること (発注者が官公庁、民間企業を問わない) ※参加者資格要件である 2 年以上の営業実績の判断基準とするため、記載漏れのないよう留意すること
⑪	機械器具等保有状況調書	営業にあたり機械器具を使用する場合、その事業用資産について記載すること
⑫	許可通知書、許可証明書等 (許認可等を証明する書類) の写し	登録を希望する種目について許認可等が必要である場合、所管する官公庁が発行したもの ※許認可が必要な業務については必ず提出してください(廃棄物処理業/医療機器販売業 等)
⑬	代理店・特約店契約書、契約 証明書等(代理店・特約店契 約を証明する書類)の写し	代理店又は特約店であるときは、取扱メーカーとの契約書又は取扱メーカーが発行した証明書を提出すること
⑭	財務諸表	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を提出すること(直近 2 営業年度分)
⑮	ISO9000 シリーズ(9001 又は 9002)・ISO1400 の登録証及 び付属書の写し	(財)日本適合性認定協会(JAB)又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものを提出すること (認証取得している場合のみ)
⑯	管内支店等実態調査同意書	管内支店等として登録を希望される場合に提出 ※管内に本社がある場合及び管外事業所として登録を希望する場合は不要
⑰	管内支店等調査票	
⑱	管内支店等調査票(写真)	

※管内とは、小山市、下野市、上三川町、野木町を指します。

(2) 下記の⑭から⑳はファイルには綴じずに、順に並べてクリアファイル等に入れ、提出してください。

※ ⑳、㉒については、「6. 提出書類等(1)」においてフラットファイルに綴じるものとは別に用意してください。

番号	書類名称	備考
⑭	提出書類確認表	提出する書類について、該当する項目が埋まったのを確認すること ※表自体も提出すること
⑮	返信用封筒	定型で 110 円切手を貼付し、宛名を記入すること サイズは長形 3 号(120×235)とする
⑯	入札参加者資格審査申請書	①のコピー
⑰	業者登録カード（物品購入・委託）	②のコピー

(3) 提出書類に添付する各種証明書等は、特に指定の無い場合、申請日より 3 ヶ月以内に発行されたものを有効とします。

7. その他

- (1) 管内支店等として登録を希望される方は、⑯、⑰、⑱の書類は必ず提出してください。提出無き場合、管内支店等としての登録は認められませんので、ご注意ください。
- (2) 管内支店等で登録を希望される事業者の中から、無作為に抽出した事業者に対し実態調査を実施します。また、資格認定後においても同様に、定期的な実態調査を実施します。
- (3) 正当な理由なく実態調査を拒んだ場合は、登録が認められない場合があります。

8. 業種追加登録

既に入札参加者資格の認定を受けている方で、新たな業種の登録を希望する方は、提出する書類を省略することができます。（表の網掛け部分）

「7. 提出書類等」において指定される下記の書類を順に並べ、クリアファイルに入れて提出してください。（フラットファイルに綴じる必要はありません。）

提出書類：①、②、③、⑩、⑪、⑫、⑬、⑰、⑱

※⑩、⑪、⑫、⑬については追加登録を希望する業種分のみで大丈夫です。

9. 問い合わせ先

小山広域保健衛生組合 政策課 政策係

TEL 0285-22-3228

FAX 0285-22-3229